

## 規 則

農林業普及指導手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇三

農林業普及指導手当に関する規則等の一部を改正する規則

(農林業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第一条 農林業普及指導手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇七)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第二条 給料等の支給に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇〇)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に、「及び第六条」を「及び第六条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(休日勤務手当に関する規則の一部改正)

第三条 休日勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五四一)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に改める。

(給料の半減に関する規則の一部改正)

第四条 給料の半減に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―九二四)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に、「及び第六条」を「及び第六条第一項」に改め、「週休日をいう。以下同じ。」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日(勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)」

を加え、「学校職員勤務時間条例第十条」を「学校職員勤務時間条例第十条第一項」に改める。

第五条中「の日数」を「及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

（給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第五条 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七一〇六七）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。